

福山市建築物管理情報システムデータ整備業務委託

特記仕様書

2023年(令和5年)

福山市建設局
建築部建築指導課

目 次

第1章 総 則	1
第2章 業務概要	4
第3章 業務内容	5
第4章 成果品及び納入場所	7

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福山市（以下「発注者」という。）が委託する「福山市建築物管理情報システムデータ整備業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目 的)

第2条 発注者は、2013年度（平成25年度）に2012年度（平成24年度）までの建築確認検査台帳の電子化を実施して以降、GISシステム上で建築物管理を行っている。本業務では、2013年度（平成25年度）以降の建築計画概要書をスキャニングし、同システムにて整備を行うことで、データの一元管理を行い業務効率の向上を目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書の定めによるほか、次に掲げる法令（法令に基づく政令、省令、告示、通達等を含む）等の規定を遵守しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）、同施行令及び同施行規則
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 福山市契約規則（昭和41年5月1日規則第13号）
- (6) その他関係法令及び諸規則

(疑 義)

第4条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者は協議のうえ、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、本件着手前に先立ち速やかに、発注者に以下の書類を提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者選任通知書
- (3) 照査技術者選任通知書
- (4) 工程表
- (5) 着手届
- (6) その他発注者が必要と認める書類

(関係官公庁への手続き)

第6条 本業務遂行のための関係官公庁との折衝及び諸手続が必要な場合は、発注者の指示に従い受注者が代行するものとし、その写しを発注者に提出するものとする。

(管理技術者)

第7条 管理技術者には、本業務を管理するための必要な能力として「空間情報総括監理技術者」の資格を持ち、空間データの作成業務に経験豊富な技術者を配置し、業務全般にわたる適切な技

術的管理を行うものとする。

2 受注者は、管理技術者の資格証及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

(照査技術者)

第8条 照査技術者には、空間データの作成業務に経験豊富な技術者を配置し、業務の各作業の適切な成果品の照査を行うものとする。

2 受注者は、社員であることを証する書類を提出するものとする。

(工程管理)

第9条 受注者は、工程表に基づく適正な工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を、適宜、発注者に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 受注者は、業務遂行中に生じた事故及び自己の責めにより第三者に与えた損害に対する全ての責任を負い、その発生原因、経過、内容等について、書面により速やかに報告するとともに、損害賠償等の請求があった場合は、受注者の責任においてその一切を処理するものとする。

(貸与する資料)

第11条 本業務に必要な資料は、必要な限度において発注者より受注者に貸与するものとし、受注者は業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。

2 受注者は、貸与された資料の取り扱いについて十分な注意を払うとともに、破損、滅失及び盗難等のないように厳重に管理しなければならないものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務で得られたシステムを除く成果品及び中間成果品の権利は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、発注者の許可なく貸与、複製、公表及び使用してはならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、本業務履行上に知り得た情報、図面及び資料等について、発注者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2 この守秘義務については、契約終了後も継続するものとする。

3 受注者の責めにより秘密が漏洩し、発注者が損害を受けた場合は、受注者はその損害に対し賠償の責任を負うものとする。

4 受注者は、情報保護の観点から、以下の資格のいずれかを契約担当部署及び作業担当部署において取得するものとする。

(1) ISO27001 (情報セキュリティマネジメント)

(2) JISQ15001 (プライバシーマーク)

(検査)

第14条 全工程終了後は、成果品について管理技術者立会いの上、発注者の検査を受け、この検査の合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

2 前項の検査の結果、成果品が合格しなかった場合は速やかに必要な修正を行い、発注者の

再検査を受けなければならない。

(成果品に対する責任)

第15条 本業務完了・引渡し後であっても，受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は，受注者の負担において速やかに成果品の訂正，補測又は再作業をしなければならないものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第16条 本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|--|----------|
| (1) 計画準備及び資料収集整理 | 1式 |
| (2) 建築計画概要書スキャニング作業及び建築行政共用データベースシステム関連付け
スキャニング約2,600件 関連付け 約22,100件 | |
| (3) 建築計画概要書位置情報作成 | 約22,100件 |
| (4) ファイリングシステムデータ登録 | 約22,100件 |
| (5) 福山市統合型GIS(※2)データ登録 | 約22,100件 |
| (6) 報告書作成 | 1式 |

※1 発注者が利用している一般財団法人建築行政情報センター(以下「ICBA」という。)によって構築された、建築基準法に基づく処分等を記録・管理するためのシステム(以下「ICBAシステム」という。)に登録された建築物の個別データ。

※2 発注者が運用するイントラGIS(PasCALWEB)システム(以下「統合型GISシステム」という。)

(貸与資料)

第17条 発注者は、本業務の実施に必要な資料を、受注者へ貸与する。

- 2 受注者は、貸与された資料の取扱いについては十分注意し、汚損、破損のないように慎重に取扱うものとする。また、貸与された資料を発注者の承諾のない限り複製してはならない。複写を行った場合、業務完了時まで、当該複写物を廃棄したことを証する書面の提出を行うものとする。
- 3 本業務の実施にあたり、貸与するデータ形式は発注者の指定する形式とし、データベース作成に適した形式への変換等に係る費用は全て受注者の負担とする。
- 4 貸与資料は、下記のとおりとする。

(1) 建築計画概要書(紙媒体)	約2,600件
(2) 建築計画概要書(共用データからCSV出力)	約22,100件
(3) 建築計画概要書PDFデータ	約19,500件
(4) 地番図データ(2023/1/1時点)	1式
(5) 航空写真データ	1式
(6) 地形図DMデータ	1式
(7) ICBAシステム操作マニュアル	1式
- 5 本業務の実施にあたり、スキャニングを行う建築計画概要書(紙媒体)のうち2022年度(令和3年度)分(約2,600件)については、福山市の業務時間外のみ貸与可能とする。
- 6 本業務の実施にあたり貸与された資料等については、作業終了後すみやかに発注者に返却しなければならないものとする。

(履行期限)

第18条 本業務の履行期限は、契約日から2024年(令和6年)3月月22日までとする。

第3章 業務内容

(計画準備及び資料収集整理)

第19条 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と十分に協議を行った上で基礎条件の整理を行い、業務実施計画書を作成すること。業務実施計画書へは次の各号に掲げる内容を記載するものとし、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 業務体制・配置計画
 - (2) 業務工程
 - (3) 業務実施要領
 - (4) 緊急時の連絡体制
 - (5) その他受注者・発注者協議により特に必要と認めるもの
- 2 受注者は、第1項による発注者の承諾を得た業務実施計画に変更を生じる場合は、速やかに発注者と協議し、変更した業務実施計画書の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、発注者の承認を得た業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、変更した業務実施計画書を発注者に提出し、承諾を受けなければならない。
- 4 発注者から実施計画書の承諾後、本業務に必要な資料収集を行うものとする。

(建築計画概要書スキャニング作業及び建築行政共用データベースシステム関連付け)

第20条 建築計画概要書スキャニング作業は、発注者が所管する2600件程度(2022年度(令和3年度)分)の建築計画概要書をスキャニング処理するものとする。建築計画概要書は、個人情報を含むため、取り扱いには十分に注意を払うこととする。

- 2 スキャニングの解像度は、300dpi以上とする。
- 3 電子化されたファイルについては、ぼけ、ホコリ等に充分注意し不鮮明、不明瞭なファイルについては再作業を行うものとする。
- 4 画像は1件単位で纏めるものとし、原本についてはホチキスを外し、スキャニングを実施し、スキャニング後は1件1ホチキス留めとし作業するものとする。
- 5 各資料については、資料と同じサイズでスキャニングを行うものとする。
- 6 建築行政共用データベースシステム等と固有ID等でデータの関連付けをするなど、連携した運用が可能なものとする。
- 7 スキャニングデータのサイズは、統合型GISシステムサーバに保存するため、サーバの容量を確認し、最適な形式・サイズで保存するものとする。
- 8 スキャニングデータは、貸与資料である建築計画概要書(共用データからCSV出力)と関連づけを行い、関連付けできない建築計画概要書については、不明資料の作成を行い、発注者に確認し、関連付けを行うものとする。
- 9 建築計画概要書原本は日常業務でも使用するため、スキャニング作業については、庁内作業または資料の借用によるものとし、庁内で作業を行う場合は発注者の指定した作業場にて業務を行い、スキャニングに関する機材は受注者の持ち込みによるものとする。なお、原本を借用する場合は開庁時間外のみとする。(開庁時間：平日8:30~17:15)

(建築計画概要書位置情報の作成)

第21条 建築計画概要書位置情報の作成は、建築計画概要書に含まれる地番情報を基に発注者が保有する統合型GISシステムの住宅地図データ上にポイントの登録を行い、ポイントデータとしてGISデータの作成を行うものとする。なお、建築計画概要書データのうち、地番が地番図データ

に存在しないものについて不一致リストを作成する。(不一致分のポイントデータ作成は行わないものとする。)

- 2 GISデータ作成の際は、ポイントデータ毎に検索キーの付与を行うものとする。
- 3 建築計画概要書データは、1対1の整合がとれるように作成し、データの一元管理可能なレイヤ構成を整理するものとする。また、建築計画概要書に複数の地番記載がある場合は、代表的な箇所とするが詳細については、協議により決定することとする。
- 4 データ座標位置の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 測地系：世界測地系
 - (2) 平面位置座標：平面直角座標系第Ⅲ系

(ファイリングシステムデータ登録)

第22条 第20条で作成したスキャニングデータ、貸与資料である建築計画概要書(共用データからCSV出力)を加工し、発注者が保有するファイリングシステムに取込可能なファイル形式のデータを作成するものとする。

- 2 データベース構造の属性、データ定義等は、発注者、受注者及びファイリングシステム構築業者(株式会社パスコ)で協議し、決定するものとする。

(統合型GISシステムデータ登録)

第23条 第20条で作成したスキャニングデータ及び第21条で作成した位置情報等の必要なデータについて、発注者が保有する統合型GISシステムで利用可能である汎用的なShapeファイル形式のデータを作成するものとする。

- 2 成果品の納品前には、照査技術者をもって社内検査を実施し、また統合型GISシステム構築業者による適合検証を受け、入力に適合しないときは速やかに訂正し、その検査等については成果品に添付するものとする。

なお、適合検証に関する調整については、統合型GISシステム構築業者(株式会社パスコ)と受注者で完結する

ものとする。費用が発生した場合は、別途協議とする。

(報告書作成)

第24条 報告書作成は、本業務にて決定した事項及び成果品内容を取りまとめるものとする。

- 2 報告書は、A4両面を基本とし、ハードファイルで纏めるものとする。

第4章 成果品及び納入場所

(成果品)

第25条 本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、形式等については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 建築計画概要書スキャニングデータ
(データ保存形式：JPEG, TIFF, PDF等) | 1 式 |
| (2) 建築計画概要書位置情報
(データ保存形式：Shape形式) | 1 式 |
| (3) 業務報告書 | 1 部 |
| (4) 打合せ協議簿（正副作成・提出し、副本は返却） | 1 部 |
| (5) 照査報告書 | 1 部 |
| (6) その他、発注者・受注者協議により決定したもの | 1 部 |

(成果品の納入場所)

第26条 成果品の納入場所は、福山市建設局建築部建築指導課とする。

設 計 書

委託名称 福山市建築物管理情報システムデータ整備業務委託
委託場所 福山市東桜町3番5号

金 円
(設計価格 金 円)

福山市建築物管理情報システムデータ整備業務委託

	数量	単位	単価	金額	備考
直接測量費					
人件費					
(1)計画準備及び資料収集整理	1	式			第1号 明細書
(2)建築計画概要書スキャニング作業及び建築行政共用データベースシステム関連付け	1	式			第2号 明細書
(3)建築計画概要書位置情報作成	1	式			第3号 明細書
(4)ファイリングシステムデータ登録	1	式			第4号 明細書
(5)福山市統合型GISデータ登録	1	式			第5号 明細書
(6)報告書作成	1	式			第6号 明細書
(7)打合せ協議	1	式			第7号 明細書
直接経費					
(1)旅費交通費	1	式			第8号 明細書
(2)電子成果品作成費	1	式			第9号 明細書
直接測量費計(A)					
諸経費					
諸経費	1	式			
端数処理					
諸経費計(B)					
合計(A)+(B)					
消費税相当額					
合計					

